

2024年1月吉日

お取引先各位

松本ギフト株式会社



振込手数料ご負担のお願い

拝啓 新春の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日より適格請求書保存方式（インボイス制度）が導入され、売手側が負担した振込手数料や、支払時の値引きや返品などを行った場合、返還インボイスを交付する義務が課せられております。

例外措置である少額な返還インボイスの交付義務免除（新消法57の4③、新消令70の9③二）もございますが、上記に関する弊社の方針といたしましては、民法第484条、第485条「持参債務の原則」にて、買手側が振込手数料を負担することが明文化されている状況を踏まえ、大変恐縮ではございますが、2024年1月1日以降、弊社にお支払い頂く際の振込手数料をはじめ、手形送料・電子記録債権の発生手数料等につきましては貴社にてご負担いただきたくお願い申し上げます。

なお、本状はすべてのお取引先様へお送りしております。すでにお客様負担でお取引いただいております場合にはご容赦くださいますようお願い申し上げます。

誠に勝手なこととは重々承知しておりますが、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具